

# ファクシミリ送信票

告78





平成30年9月7日

あ て 先	官公庁・会社名	蘭越町
	部 課 係 名	
	担 当 者 名	山内副町長 様
	電 話 番 号	
		※ Fax 番号 0136-57- <del>5883</del> <sup>5112</sup>
件 名	チセヌプリスキー場営業譲渡について	
枚 数	本票ほか計 1枚 (A4 1枚)	
<p>いつもお世話になっております。</p> <p>この度、別紙のとおり、<del>JRIカナハン天葉とMMPクリスさん、イアンさん</del>と打合したので、送付します。</p>		
送 信 者	<p>北海道後志総合振興局森林室 管理課 主幹 徳 永 昇</p> <p>虻田郡倶知安町南4条西1丁目 電 話 0136-22-1152 FAX番号 0136-22-3749</p> <p>E-mail: <del>tokunaga.noboru@pref.hokkaido.lg.jp</del></p>	

ニセコチセヌプリ事業譲渡について


1 日時 平成30年9月5日(水) 13:00~13:50

2 場所 森林室会議室

3 相手 JRTトレーディング代表取締役   
総務部長   
MMP JAPAN 代表取締役   
ニセコレストラン経営 

4 対応 森林室 徳永主幹

5 内容

(森林室) から事業譲渡の話があり、その後、9月3日にJRT佐藤さんから「平成30年度のチセヌプリスキー場営業はJRTで行う予定で、MMPとはまだ話はまとまっていない。」と回答があった。

(MMP) JRTからMMPが事業を引継ぎ、蘭越町営時代のリフトを5億円かけて再整備したいと考えている。早ければ、平成30年9月中に事業譲渡契約し、道有林貸付契約借受者もMMPに変更したい。

(森林室) 過去に蘭越町からJRTへ事業譲渡時と同様な手続きが必要になるので、9月中は無理です。

ご存じと思うが、スキー場事業をするなら索道事業の北海道運輸局と環境生活課自然公園法の手続きも必要です。

(JRT) 既に平成30年冬のCATSKI受付予約もあるので、9月ができないなら、平成31年4月から事業譲渡できるようにしたい。

(森林室) MMPの現地事務所はどうするのか。

(MMP) 人も事務所も現地に置く予定です。

(JRT) MMPへの事業譲渡でどのような提出書類が必要か。

(森林室) 蘭越町からMMPへの場合と同様な場合、次のとおり。

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| MMP会社概要                      | 事業計画書   |
| 分掌表                          | 役員名簿    |
| 決算書 (H28年12月、H29年12月、H3012月) |         |
| 会社登記簿                        | 収支予算案   |
| 連帯保証人                        | その他必要種類 |

蘭越町とMMPの契約関係書類を手交した。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ア 道有林貸付契約書    | イ 事業譲渡契約書         |
| ウ 権利譲渡に付随する覚書 | エ 契約者の地位承継に関する契約書 |